

「障害者週間」をご存じですか？

障害者基本法（第九条第一項）

〔障害者週間〕

国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

12月3日～9日は「障害者週間」です



第120号

(共同募金からの助成金の一部で作成しています。)

編集 NPO法人 埼玉県障害者協議会

編集責任者 田中 一

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内

TEL 048 (825) 0707 FAX 048 (825) 3070

メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp

発行 NPO法人 埼玉障害者センター

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター内

TEL・FAX 048 (833) 7027

発売日 毎月10日、20日、30日

定価 一部 100円(購読料は会費に含まれます)

学習会 視覚障害者の65歳問題

埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 事務局長 平野 力三



2015年12月5日（土）埼視会（埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会）は、障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けてきた者が、65歳を迎えた時点から「介護保険制度優先原則」によって、介護保険制度の適用となり、さまざまな問題が生じていることから学習会を持ちました。そして、そこに視覚障害固有の問題があることに着目して内容を「視覚障害者の65歳問題」としました。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用していた人が、65歳を迎える「ヘルパー給付申請」をしたら、「支給時間が減った」「利用料金が上がった」などの声が全国から上がっています。

2015年11月27日厚労省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスから介護保険制度給付に移行した場合、自己負担額が月額767円から7183円の約9倍に増えたことを公表しました。

また、ヘルパー利用を受けていなかった65歳以上の人も、家族の状況変化から制度利用を申請した場合、週1～2回の派遣では生活できないとの声も聞かれます。この問題は、65歳以降も続く問題なのです。

視覚障害固有の問題とは、目から入る情報が得られないということです。身の回りの様子が判らないことから移動（歩行）障害、文字等の情報障害です。これらは、介護認定になじまず軽い障害と認定され、固有の問題が生じてくる訳なのです。

介護保険制度の施行以後、国は障害福祉施策と介護保険制度との適用通知や事務連絡を出してきました。平成27年3月31日のものが最新です。今までのものと変わらず「介護保険制度の一括適用ではなく、個々のケースに応じて柔軟に対応を」というものです。

しかしながら国は、「介護保険制度の優先原則」を変える姿勢にはありません。地方自治体に責任を負わせたままです。この「優先原則」がある限り、障害者の「65歳問題」解消は困難なものと考えています。

もくじ

学習会	
視覚障害者の65歳問題	1
市民のつどい	
障害者週間の取り組み	2
ひろがれ団体の輪	3
埼玉県障がい者共同作業所の今	
編集後記	4

市民のつどい

障害者週間の取組み

日本オストミー協会 埼玉支部事務局長 野本 喜代司

平成27年度障害者週間記念事業「市民のつどい」が、12月5日浦和コミュニティセンター10階と浦和駅東口駅前市民広場で開催されました。

今回の会場は、浦和駅前ではありますが、会場が10階のため、会場までお客様にきていただけるか心配でしたが、さいたま市障害福祉課の皆さん、ボランティアとして協力していただいた立教大学の皆さん、浦和駅東口広場でスタンプラリーの案内や、チラシ配布等の呼び込みを実施し、各障害者団体による物品販売等により集客に努めた結果、式典が始まる10時30分頃には子供連れの方々等、大勢の方に来場していただきました。

式典は、さいたま市精神障害者当事者会ウイーズの竹内政治さんの司会ではじまり、清水隼人さいたま市長、さいたま市障害者協議会浅輪田鶴子会長等主催者挨拶の後、「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」表彰式、第15回全国障害者スポーツ退会「紀の国わかやま大会」さいたま市選手団結果報告、小槌会による和太鼓演奏、さいたま市立木崎中学校吹奏楽部演奏^{カンサンジン}、そして、基調講演として姜尚中さんの『“自己本位”の支え合う社会～つながる絆が私たちを支える～』と題して講演をいただきました。

「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間ポスター」は障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指して、障害のある人とない人の心のふれあい体験をつづった作品を募集したもので、市の選考結果、最優秀賞に選ばれた小、中、高校生5名が表彰されました。

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が競技を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進を図ることを目的とした障害者スポーツ

の全国的な祭典で10月24日（土）から3日間和歌山県で開催されました。

さいたま市選手は陸上等7種目に20名が参加し、それぞれ優秀な成績を収めました。

小槌会は、芸能活動を通じて、障害者の社会参加を進める知的障害の方を中心とした和太鼓演奏グループで秩父屋台囃子、獅子舞、エイサー等民族芸能を演奏していただきました。

さいたま市立木崎中学校吹奏部は1年、2年生27名の吹奏楽部で日頃の練習成果を演奏していただきました。

^{カンサンジン} 姜尚中さんの基調講演は大勢の方の来場が予想されたため、事前に整理券を用意しましたが、すぐに満席になる盛況ぶりでした。

そして、集会室では、各障害者団体のイベントが同時開催されました。

今回は、私達オストミー協会のサークルであるおしゃべり会の皆さん、日頃県障害者交流センターで、おしゃべりをしながら手作りした草履、お手玉、ネックレス、根付等の小物の販売を行いました。初めての参加でしたが、結果は大変好評とのことで、来年も小物の種類を増やす等、工夫して出店したいと意気込みを話していました。

開催にあたって、企画段階から様々な助言、お手伝いをいただいた立教大学の皆様ありがとうございました。



ひざがれ！ 団体の輪

もっと知って!! 自閉症のこと

埼玉県自閉症協会

会長 小林 由美子

当会は昭和47年に設立され、自閉症等の子どもを持つ親を中心に支援者を加えた430名の会員で構成されている会です。(近年変更された診断基準に伴い、自閉症は自閉スペクトラム症と診断名が変更となっていますが、ここでは自閉症と表記します。)

近年、発達障害という言葉はあちこちで耳にするようになりましたが、その中核をなすのが自閉症です。スペクトラムと表記されているように、知的障害の有無、そして症状の現れ方も個々に異なるため、大変幅が広い障害です。

当会では、同じ立場の親同士での親睦や情報交換はもとより、県内の自閉症に関する正しい知識や支援方法を知っていただくための活動を、関係機関との連携・協力のもと行っております。

特に、子育ての不安や悩みを抱えた新米お母さん達と同じ親の立場で共に考えながら支えてゆく「ペアレントメンター養成事業」は、埼玉県・さいたま市からの委託事業として実施しており、今年で既に6年目となりました。また、夏には県教育局特別支援教育課と連携し、公開講座と実践セミナーを融合した形の「自閉症支援トレーニングセミナー」を開催しております。他にも、国連で定められた毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」の啓発活動、各種研修会開催にも力を入れております。

今後も自閉症児・者とその家族が安心して笑顔で暮らせる埼玉となるように、活動を続けていく所存です。



権利としての福祉～これからも!!

障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

会長 平林 彰

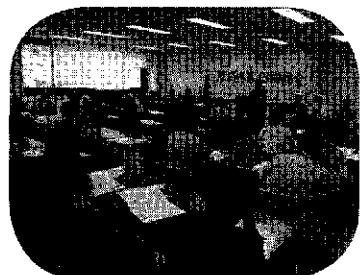
障埼連（略称）は、1972年5月28日に行われた「県知事予定候補に政策を聞く集い実行委員会」が母体として、同年10月

22日に結成されました。「障害児も学校に行かせたい」「安心して医療を受けたい」等々、「集い」で出された切実な願いは、県への要請行動に繋がりました。初の県交渉では「県庁にスロープをつけて」「通学する都立養護学校にスクールバスを走らせて」などの要求が相次ぎました。

開かれた県庁への願いは、県庁玄関にスロープの実現、県民案内室の設置に繋がりました。その後は、1979年に向けての養護学校づくり、1980年は県民へのアピールと共同を呼びかけた第1回埼玉障害者まつりを開催しました。それは障害者団体の横断的な組織化に拍車をかけ、実を結んだのが埼玉県国際障害者年推進連絡協議会（現NPO法人埼玉県障害者協議会）であり、1981年、国際障害者年は、県民に力強く障害者の「完全参加と平等」を呼びかける契機となりました。

障埼連のねばり強い運動で、県施策では、コロニー嵐山郷に重心棟の建設、重度障害者医療の助成、重度心身障害者手当、小規模作業所助成事業、生活ホーム事業、障害児学童など多くの施策を実現するとともに、福祉まちづくりや施設民主化を進めてきました。

しかし2000年の介護保険制度、2006年の障害者自立支援法等、制度改悪により、憲法25条の生存権や福祉は危ういものになっています。障埼連の最新の課題は、65歳問題と暮らしの場の問題です。存在意義をかけた運動へ、質の高い共同の構築へ、新たな踏ん張り所です。



埼玉県障がい者共同作業所の今

埼玉県障がい者共同作業所 次長 桑田 昌宏

埼玉県障がい者共同作業所は、開所から半世紀を経た今、多様なニーズに合わせた施設として、新たな事業を始め、より多くの利用者の方に対応できる施設として、動き始めました。

今まででは、クリーニング作業に特化して、作業優先の支援を行ってきましたが、今年度より、新たに、比較的簡単な作業を行いつつ、身体訓練や創作活動・行事等を盛りこんだサービスを開始し、第1クリーニング（アイロン・プレス等を中心とした本格的クリーニング）第2クリーニング（たたむ作業等を中心としたクリーニング）第3作業ルーム（新設のサービス）の三つの内容で、より多くのニーズに応えられる体制としました。

その中で、利用者の皆様は、各々のニーズに合わせ、作業に頑張って向かい、また、作業以外の訓練で、それぞれの持ち味を発揮し、充実した日中活動を過ごしています。

ところで、当所は元々身体障がいを対象とした施設としてスタートした歴史的経緯から、利用者の多くが、身体障がいの方でしたが、近年知的障がいの方の新規利用が増加し、全体に占める割合としても、知的障がいの方の割合が増えつつあります。それと共に、若い方の割合も増えつつあります。このような状況の中で、当所としても、今後、多様な障がいの方が、それぞれの目標に向かって歩める施設を目指し、時代に合った施設づくりに努力する所存です。



最近、友人の勧めでフェイスブックはじめた。特に、マニュアルを見るところなく、簡単な手続きではじめられたことに驚いた。フェイスブック上のコミュニケーション方法はいくつかあるが、初心者の自分は主に三つの機能を使っている。一つは「いいね！」をクリックする方法である。フェイスブック上にアップされている情報に興味・関心がある時や感動・共感した時などは「いいね！」をチエックする。もう一つは、その情報に文章で返信したい場合などは「コメント」をチエックする。さらに、他の人にもその情報を知らせたいときは「シェア」を使う。実際に簡単に情報発信ができる。

私はいくつかの団体の機関誌の編集委員をしている。近頃は、編集会議等で情報発信の方法として、フェイスブックの話題がされることも多くなってきた。さまざまな意見がだされるが、大切なことは、どんな性質の情報を読者に伝えたいか、明確にしておくことだ。機関誌には機関誌の良さも数多くのある。情報の内容について検討し、最適な道具で多角的に情報提供していく視点がこれからは必要なのだと思う。

★ 編集後記 ★